

【 人材紹介基本契約書 】

第9条（紹介手数料の返還）

丙が入社日以後3ヶ月以内に、自己都合または甲の就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合、甲と乙は協議の上、速やかに甲の指定する銀行口座に振り込みにより返還するものとし、その際の振込手数料は乙の負担とする。ただし、丙の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の丙に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

- （1）入社日以後1ヶ月以内の退職：紹介手数料の50%
- （2）入社日以後1ヶ月を超え2ヶ月以内の退職：紹介手数料の30%
- （3）入社日以後2ヶ月を超え3ヶ月以内の退職：紹介手数料の10%

大阪府大阪市淀川区東三国 3 丁目 34 番 5 号 コーケンビル 902 号
株式会社ワンサポート
代表取締役 平沼 忠司